

「デキスパート ソフトウェア使用許諾契約書」

「デキスパート ソフトウェア使用許諾契約書」(以下「本契約」という)は、株式会社 建設システム(以下「甲」という)が製造したプログラム、プロテクタ装置、サンプルデータ、マニュアル、記憶媒体、その他付属する全ての制作物(以下「本製品」という)を使用されるお客様(以下「乙」という)に適用します。

なお、乙が本製品をインストール、複製、ダウンロードまたは使用した時点で本契約に同意したものとします。

本契約の条項に同意されない場合は、乙は本製品をインストール、複製、ダウンロードまたは使用することはできません。

また、本製品の保守については、本契約に加えて「デキスパート保守会員規約」が適用されるものとします。本製品に関し、甲が別途、利用規約など利用条件を定めたものがある場合は、それらのサービスについては、それらの利用規約も適用されます。

1. ソフトウェアに対する権利

本製品の著作権その他一切の権利は、甲に帰属します。

2. 使用許諾の内容

甲は乙に対し、乙が本製品を下記の態様で使用するのみを非独占的に許諾します。

(1) 乙は、乙が自ら使用するコンピュータにのみ、本製品をインストールすることができるものとします。

(2) 乙が本製品の全ての機能を使用できるのは、標準装備の LAN 版プロテクタ装置(以下「LAN 版プロテクタという」)が直接接続された 1 台のコンピュータのみとします。それ以外のコンピュータについては、本製品の機能のうち、甲が定める限定された機能のみ使用できるものとします。

(3) 前号にかかわらず、LAN 版プロテクタが直接接続されたコンピュータと同一の workgroup 内かつ同一建物内のローカルネットワーク環境に存在するコンピュータであって、LAN 版プロテクタを認識できるコンピュータについては、乙は、同時に本製品の全ての機能を使用することができるものとします。

(4) 乙が印刷ライセンスまたは NET ライセンスを購入した場合は、乙は、それらのライセンスの範囲内で、前 2 号の範囲を超えて本製品を使用することができるものとします。

(5) 乙は、甲の事前の書面による承諾を得ない限り、本製品及びその複製物(本製品をインストールしたコンピュータを含む)並びに本契約(乙が印刷ライセンスまたは NET ライセンスを購入している場合や、デキスパート保守会員に登録している場合はそれらを含む)により取得した乙の権利の全部又は一部(プロテクタ装置を含みます)を、第三者(乙の子会社や関連会社も含む。以下同じ。)へ譲渡し、貸与し、もしくは第三者に使用させてはならないものとします。乙がそれらの譲渡等を行うことを希望する場合は、別途、乙より甲に申し出た上で、甲乙協議の上で定めることとします。

(6) 乙は、本製品を解析、改変、リバースエンジニアリング、逆コンパイル、または逆アセンブルすることはできません。

(7) 乙は、本製品を日本国内でのみ使用できるものとします。日本国外における本製品の使用は一切禁止します。

3. 損害賠償

乙が本契約に違反した場合、その他乙の責に帰すべき事由により、甲に損害を与えた場合、乙は甲に対して損害額を賠償しなければならぬものとします。

4. 代行業務サービス

乙は、甲の事前の書面による承諾を得ない限り、本製品を使用して、第三者への代行業務サービスを行うことはできません。乙がかかるサービスを行うことを希望する場合は、別途乙より甲に申し出た上で、甲乙協議の上で定めることとします。

5. 保証

本製品に欠陥がある場合、お買上げ後 30 日以内に限り無償で同種の良品と交換させていただきます。

ただし、以下の事由により本製品のプログラムソフトやマニュアル等が故障・損傷した場合は有償になります。

(1) マニュアルの記載内容に反する取り扱い

(2) 甲がマニュアルで推奨する方法及び指定する環境以外での使用

(3) 水害、火災、地震、停電、異常電圧、磁気など災害によるご使用ハードウェアの不完全作動

(4) 記憶媒体の磨耗による起動不良など甲の責めに属しない原因に基づくご使用ハードウェアの不完全作動

6. 保証の対象

保証の対象は本製品のパッケージに同梱されている記憶媒体のみです。本製品を使用することで生じたハードウェア及び、ソフトウェア、データなどの故障・損傷・消失等はありません。同様に、乙が作成したデータディスクやバックアップディスク及び入力業務用複製物なども保証の対象外とさせていただきます。

7. 保証制限

甲は、本契約に書かれた事項以外一切の瑕疵担保責任、保証責任を負いません。また、甲は、いかなる場合にも本製品を使用した結果及び本製品を使用できなかった結果について、一切の責任を負いません。

8. サポート

本製品に関する質問等のサポートは、乙がデキスパート保守会員である場合に限り提供されます。乙がデキスパート保守会員に登録し、「デキスパート保守会員証」が乙に到着した時点から、サポートの提供が開始されます。ただし、以下の事由により、そのサポートが予告なく終了する場合がありますのであらかじめご了承ください。

(1) 本製品が甲によってバージョンアップされた場合、その出荷日をもって乙に対する旧バージョンのサポートは終了します。

(2) 本製品が製造中止となった場合、その日から向こう 1 年間はサポートを行います。ただし、プログラムのバグその他欠陥の修補についての記憶媒体交換サービスは、本製品製造中止後半年以内とします。

サポートは、乙の問題が現実的に解決されることを保証するものではありません。また、いかなる場合にも、サポートの結果について、甲は一切の責任を負いません。

9. バージョンアップ

本製品は、ハードウェアやソフトウェアの技術進歩により事前の通知なしに仕様変更することがあります。

乙は甲が別途定める料金をお支払いいただくことにより、本製品のバージョンアップ製品を使用することができます。バージョンアップが実施された場合、旧バージョンは新バージョンの出荷と同時にその製造を中止します。尚、ハードウェアの機種によっては、新バージョンがその機種に対応しない場合がありますのであらかじめご了承ください。

また、本製品のバージョンアップに伴い、機能が追加、変更または削除されることがあることとバージョンアップされた本製品についても同様に本契約の各条項が適用されることに乙は同意するものとします。

10. プロテクタ装置に関して

『故障の場合』

- (1)ご購入日より30日以内で、なお且つ甲へ故障したプロテクタ装置をご返送頂いた場合に限り無償で交換します。
- (2)上記の期間を経過した場合には、甲へ故障したプロテクタ装置をご返送して頂いた上で有償にて交換します。
- (3)本体に接続されている他社製品に起因する故障・障害・認識不良に関しては、上記期間内においても交換できません。

『紛失の場合』

- (1)如何なる理由に関わらず紛失の場合には交換できません。

11. 印刷ライセンスに関して

印刷ライセンスは、当該印刷ライセンスに係るプロテクタ装置を直接接続したコンピュータ（ただし乙が使用するコンピュータに限る）において、乙が購入した本製品と同一のIDで、印刷およびデータ出力を含む本製品の全ての機能を使用することを可能とするライセンスです。乙が本契約を購入している場合にオプションとしてのみ購入できるものとします。

12. NET ライセンスに関して

NET ライセンスは、インターネットを通じて認証を行うことにより、認証を行った当該コンピュータ（ただし乙が使用するコンピュータに限る）において、最大30日間、乙が購入した本製品と同一のIDで、印刷およびデータ出力を含む本製品の全ての機能を使用することを可能とするライセンスです。乙が本契約を購入している場合にオプションとしてのみ購入できるものとします。

13. 解除

乙が本契約に違反したとき、または本契約を継続しがたい重大な事由があるときは、甲は、催告その他の手続を要することなく直ちに本契約を解除することができるものとします。なお、本契約の解除は、甲による損害賠償請求を妨げるものではありません。事由の如何を問わず本契約が終了した場合は、乙は本製品の使用を直ちに中止しなければならないものとし、インストールまたは複製した全ての本製品を直ちに削除しなければならないものとします。

14. 本契約の変更

甲は、甲の裁量において、本契約を随時変更することができるものとします。この場合、甲は、当該変更内容について事前にホームページ上で提示又は甲が別に定める方法で告知することにより乙に通知することとします。乙は、その通知後においても、引き続き本製品を使用した場合は、その変更内容に同意したものとみなされるものとします。

15. 合意管轄裁判所

本契約について紛争が生じた場合、甲の本店所在地の裁判所を専属的管轄裁判所とし、また、裁判所外の紛争処理機関により解決を図る場合にも甲の本店所在地の機関を専属的管轄場所とします。

平成 28 年 10 月 18 日 改定



「デキスパート NET ライセンス利用規約」

「デキスパート NET ライセンス利用規約」（以下「本規約」という）は、株式会社 建設システム（以下「当社」という）が提供する NET ライセンスに係わるソフトウェア、マニュアル、ライセンスコードおよびサービス等のすべての提供物（以下「本製品」という）を利用されるお客様との間の権利義務を定めたものです。

当社は、本規約にご同意されることを条件として、お客様に本製品の利用を許諾します。

1. 本製品の定義

- (1) 本製品は、お客様が購入したデキスパートと同一の ID に限り、プロテクタ装置を装着しなくてもデキスパートからの印刷およびデータ出力を行うことができるコンピュータを認証するためのソフトウェアやサービス等からなる製品です。
- (2) 本製品を使用するためには、高速回線でのインターネット接続ができる環境が必要です。
- (3) 本製品に添付された ID およびライセンスコード等を入力して使用 PC の登録を行った後、ライセンス認証を行ったコンピュータのみ印刷およびデータ出力が可能です。
- (4) 本製品で認証したライセンスの有効期間は認証日から 30 日後の 24 時までとし、有効期間内はインターネット接続されていない環境でも印刷およびデータ出力が可能です。有効期間を超えて使用するにはインターネット接続によるライセンス認証が必要となります。
- (5) 本製品で認証したライセンスの解除は、認証したコンピュータと同一のコンピュータでのみ行う事ができます。なお、前項(4)の有効期間を過ぎた場合は、認証したライセンスは自動的に解除されます。
- (6) 使用 PC の登録を行ったコンピュータの OS やハードディスク等の物理的な環境が変化した場合には別のコンピュータと見なされ、新たな使用 PC 登録およびライセンス認証が必要となります。
- (7) 当社は、お客様が使用 PC の登録や解除、ライセンスの認証や解除等を行うためのサービスを、インターネットに接続されたサーバーを通じて提供します。サービスの利用は本製品ならびにデキスパートの動作環境にて規定したウェブブラウザが必要です。

2. 本製品の認証と解除

- (1) お客様は、契約した使用 PC 台数を上限とするコンピュータのみ本製品の使用 PC 登録を行い、本製品を使用することができます。
- (2) お客様は、契約したライセンス数を上限として本製品にてライセンス認証を行い、第1条の(4)項に示した有効期間内に限りデキスパートからの印刷およびデータ出力を同時に行う事ができます。
- (3) お客様は、デキスパート保守会員期間 1 年につき、使用 PC 台数と同じ回数を上限に、本製品で使用 PC 登録を行ったコンピュータの登録を一旦解除し、同一もしくは別のコンピュータで本製品の使用 PC 登録を行い、本製品を使用することができます。
- (4) お客様は、本製品でライセンス認証を行ったコンピュータの破損等の理由で、認証したライセンスの解除ができない場合、お客様のデキスパート保守会員期間 1 年につき、ライセンス数と同じ回数を上限に、本製品で行ったライセンス認証を強制的に解除することができます。
- (5) 当社は、前項(3)および(4)でお客様が有する使用 PC の解除およびライセンス強制解除の残り回数を、保守会員期間満了月の翌月 1 日に使用 PC 台数およびライセンス数を上限とする回数までそれぞれ戻すこととします。

3. 本製品の中断・終了

当社は、使用 PC の登録や解除、ライセンスの認証や解除等のサービスを、1日 24 時間、週 7 日提供する努力を行いますが、以下の事由に起因する場合、当社は、お客様への通知をすることなく、サービスの一部又は全部の提供を中断又は終了することができるものとします。

- ・ 天災、火災、停電、その他の非常事態によりサービスの提供ができなくなった場合。
- ・ 戦争、内乱、暴動、労働争議等により、サービスの提供ができなくなった場合。
- ・ サービスの運営に関連するサーバー等の設備、施設等の不具合、故障、攻撃による障害等による場合。
- ・ サービスの運営に関連するサーバー等のメンテナンスに伴う一時的なサービス停止の場合。
- ・ 本製品の旧バージョンのソフトウェアに対するサービスを終了する場合。
- ・ その他、運営上当社が一時的に中断を必要とした場合。
- ・ お客様が本規約に違反したことが認められた場合。

4. 免責事項

- (1) 当社は、本規約に書かれた事項以外一切の瑕疵担保責任、保証責任を負いません。また、いかなる場合にも本製品を使用した結果については責任を負いません。
- (2) 前条の事由に起因するサービスの中断又は終了に伴う損害に対する責任を負いません。

5. 個人情報

当社は、以下の利用目的でお客様の個人情報を取り扱うものとし、お客様はこれに同意するものとします。

- ・ お客様が本製品およびデキスパートの向上を図るため、お客様名、ご利用時間帯、ご利用環境などの情報（以下「お客様情報」という）を利用する場合があります。
- ・ 他のお客様や第三者に損害を発生させたりするなど、本規約に違反した方や、不正・不当な目的で本製品を利用しようとする方の利用をお断りするために、個人を特定するための情報を利用する場合があります。
- ・ お客様からのお問い合わせに対応するために、お問い合わせ内容、お客様情報などを利用する場合があります。

6. 本規約の変更

当社は、当社の裁量において、本規約を随時変更することができるものとします。この場合、当社は、当該変更内容について事前にホームページ上で提示又は当社が別に定める方法で告知することによりお客様に通知することとします。お客様は、その通知後においても、引き続き本製品を使用した場合は、その変更内容に同意したものと見なします。

平成 28 年 10 月 18 日 改定

「LanDeco for TS ソフトウェア使用許諾契約書」

【本ソフトウェアをご使用になる前に、必ずお読みください】

株式会社 建設システム（以下当社）は、本ソフトウェア（提供媒体上のプログラム及びマニュアル等の文書類の全てを意味する。以下同様。）を、ソフトウェア使用許諾契約に同意いただけるお客様にのみ提供させていただきます。お手数ではございますが、本ソフトウェアをご使用になる前に本ソフトウェア使用許諾契約書を十分ご確認ください。ご使用になられた時点で、下記使用条件に同意して当社との間で契約が成立したものとさせていただきます。本ソフトウェア使用許諾契約書にご同意頂けない場合は、本ソフトウェアをご使用頂くことはできません。ご了承ください。

1. 著作権について

本ソフトウェアの一切の著作権は、当社又は当社に配布権を供与した者に帰属しています。また、本ソフトウェアは、日本国及びその他の国の著作権法並びに国際条約の規定により保護されています。お客様は、本ソフトウェアの著作権表示、商標、その他の保護表示を除去してはなりません。

2. 使用許諾の範囲

当社は、本ソフトウェアのお客様への使用許諾に必要な一切の諸権利を保有しています。当社はお客様に対して、本ソフトウェアについて次の内容の使用権を許諾します。本ソフトウェアは、使用許諾されるものであり、販売されるものではありません。尚、当社は、本ソフトウェアの不正コピー防止等のため、本ソフトウェアがインストールされたお客様所有のコンピュータから、当該コンピュータを識別するために必要な情報を取得することができるものとします。

(1) お客様が、本ソフトウェアを所有し、且つ当社に対してユーザー登録手続を完了した、当社が販売した1台のデータレコーダ上で使用すること。

(2) バックアップの目的のために、本ソフトウェアの複製物を1部作成すること。

3. 使用許諾の期間

本ソフトウェア使用許諾契約は、お客様が本ソフトウェアをご使用になられた時点で発効します。お客様は、本ソフトウェアに付属しているパスワードを入力することにより、本ソフトウェア使用許諾契約が終了するまで本ソフトウェアを継続して使用することができます。本ソフトウェア使用許諾契約は、お客様が本ソフトウェア使用許諾契約書に記載される事項に一つでも違反した場合又は当社がお客様に対して契約終了通知を事前に発信した場合、自動的に終了するものとします。尚、本ソフトウェア使用許諾契約が終了した場合、お客様は、本ソフトウェア及びその複製物の全てを直ちに廃棄しなければなりません。

4. 禁止事項

お客様は、次に記載する行為を行ってはならないものとします。

- (1) 本ソフトウェア使用許諾契約により許諾された範囲を超えて、本ソフトウェアの全部又は一部を媒体の如何を問わず複製すること。
- (2) 本ソフトウェアを変更、改変、リバース・エンジニアリング、逆コンパイル、逆アセンブル等すること。
- (3) 本ソフトウェア及びその複製物を販売、頒布若しくは再使用許諾（レンタル、リースを含む）すること、又はネットワーク上にアップロードすること。
- (4) 本ソフトウェアの構成部分を分離して複数のコンピュータ上で使用すること。
- (5) ネットワーク上で複数のコンピュータが同時に本ソフトウェアを使用できるようにすること。
- (6) 本ソフトウェアを使用してホスティングサービスを提供すること。
- (7) 当社の文書による事前承諾を得ずに、本ソフトウェアを直接又は間接に日本国外へ輸出すること。
- (8) その他、本ソフトウェア使用許諾契約により許諾されていること以外のことを行うこと。

5. 譲渡の禁止

本ソフトウェアに関するお客様の権利を販売、割り当て、または譲渡することを原則として許諾しません。お客様の希望により権利を販売、割り当て、または譲渡する場合は、別途、当社との間で協議し許諾するものとします。

6. パスコードの取扱い

お客様は、次に記載する事項に従い、パスワードを取扱うものとします。

- (1) パスコードは、お客様が所有し且つ当社に対してユーザー登録手続を完了した、当社販売の1台のデータレコーダ上で使用される本ソフトウェアに限り入力することができます。
- (2) パスコードは、本ソフトウェアを使用するためにのみ、利用することができます。
- (3) パスコードは、第三者に開示、提供又は貸与することができません。

7. 代行業務サービス

お客様が本ソフトウェアを使用して、第三者への代行業務サービスを行う場合は、別途、当社との間で契約書を交わすものとします。

8. 保証

本ソフトウェア提供媒体の不良により正常動作しない場合、お買上げ後90日以内に限り交換又は補修を行います。

ただし、以下の事由により本ソフトウェアのプログラムソフトが故障損傷した場合は有償になります。

- (1) マニュアルの記載内容に反する取り扱い
- (2) 水害、火災、地震などの災害、及び停電、異常電圧、磁気によるデータレコーダの不完全作動
- (3) フリーソフト等のインストールによる不具合作動

9. サポート

本ソフトウェアに関する質問等のサポートは、デキスパート保守会員のみに限られます。ただし、以下の事由により、そのサポートが予告なく終了する場合がありますのであらかじめご了承ください。

- (1) 本ソフトウェアがバージョンアップされた場合、その出荷日をもって旧バージョンのサポートは終了します。
- (2) 本ソフトウェアが製造中止となった場合、その日から向こう1年間はサポートを行います。ただし、プログラムのバグその他欠陥の修補についての修正プログラムサービスは、本ソフトウェア製造中止後半年以内とします。

10. 保証制限

当社は、本ソフトウェア使用許諾契約書に記載された事項以外一切の瑕疵担保責任、保証責任を負いかねます。また、いかなる場合にも本ソフトウェアを使用した結果については責任を負いかねます。また、如何なる理由に関わらず紛失の場合には一切の保証をいたしかねます。

11. バージョンアップ

本ソフトウェアは、ハードウェアやソフトウェアの技術進歩により事前の通知なしに仕様変更することがあります。

また、お客様は当社が別途定める料金をお支払いいただくことにより、本ソフトウェアのバージョンアップ製品を使用することができます。バージョンアップが実施された場合、旧バージョンは新バージョンの出荷と同時にその製造を中止します。

12. 本ソフトウェアに記載されている方法以外でのインストールもしくは動作に関して、当社では責任を負いかねます。

工事実績 DB ソフトウェア使用許諾契約書

「工事実績 DB ソフトウェア使用許諾契約書」（以下「本契約」という）は、株式会社 建設システム（以下「甲」という）が製造したプログラム、プロテクタ装置、サンプルデータ、マニュアル、記憶媒体、その他付属する全ての制作物（以下「本製品」という）を、使用されるお客様（以下「乙」という）に適用します。

なお、乙が本製品をインストール、複製、ダウンロードまたは使用した時点で本契約に同意したものとします。

本契約の条項に同意されない場合は、乙は本製品をインストール、複製、ダウンロードまたは使用することはできません。

また、本製品の保守については、本契約に加えて「工事実績 DB 保守会員規約」が適用されるものとします。本製品に関し、甲が別途、利用規約など利用条件を定めたものがある場合は、それらのサービスについては、それらの利用規約も適用されます。

1. ソフトウェアに対する権利

本製品の著作権その他の一切の権利は、甲に帰属します。

2. 使用許諾の内容

甲は乙に対し、乙が本製品を下記の態様で使用するのみを非独占的に許諾します。

(1) 乙は、乙が自ら使用するコンピュータにのみ、本製品をインストールすることができるものとします。

(2) 乙は、本製品を甲が許可した台数以下のコンピュータで使用できるものとします。

(3) 乙は、甲の事前の書面による承諾を得ない限り、本製品及びその複製物（本製品をインストールしたコンピュータを含む）並びに本契約（乙が工事実績 DB 保守会員に登録している場合も含む）により取得した乙の権利の全部又は一部（プロテクタ装置を含みます）を、第三者（乙の子会社や関連会社も含む。以下同じ。）へ譲渡し、貸与し、もしくは第三者に使用させてはならないものとします。

乙がそれらの譲渡等を行うことを希望する場合は、別途、乙より甲に申し出た上で、甲乙協議の上で定めることとします。

(4) 乙は、本製品を解析、改変、リバースエンジニアリング、逆コンパイル、または逆アセンブルすることはできません。

(5) 乙は、本製品を日本国内でのみ使用できるものとします。日本国外における本製品の使用は一切禁止します。

3. 損害賠償

乙が本契約に違反した場合、その他乙の責に帰すべき事由により、甲に損害を与えた場合、乙は甲に対して損害額を賠償しなければならないものとします。

4. 保証

本製品に欠陥がある場合、お買上げ後30日以内に限り無償で同種の良品と交換させていただきます。

ただし、以下の事由により本製品のプログラムソフトやマニュアル等が故障損傷した場合は有償になります。

(1) マニュアルの記載内容に反する取り扱い

(2) 甲がマニュアルで推奨する方法及び指定する環境以外の使用

(3) 水害、火災、地震、停電、異常電圧、磁気など災害によるご使用ハードウェアの不完全作動

(4) 記憶媒体の磨耗による起動不良など甲の責めに属しない原因に基づくご使用ハードウェアの不完全作動

5. 保証の対象

保証の対象は本製品のパッケージに同梱されている記憶媒体のみです。本製品を使用することで生じたハードウェア及び、ソフトウェア、データなどの故障・損傷は含みません。同様に、乙が作成したデータディスクやバックアップディスク及び入力業務用複製物なども保証の対象外とさせていただきます。

6. 保証制限

甲は、本契約に書かれた事項以外一切の瑕疵担保責任、保証責任を負いません。また、甲は、いかなる場合にも本製品を使用した結果については責任を負いません。

7. サポート

本製品に関する質問等のサポートは、乙が工事実績 DB 保守会員である場合に限り提供されます。乙が工事実績 DB 保守会員に登録し、「工事実績 DB 保守会員証」が乙に到着した時点から、サポートの提供が開始されます。ただし、以下の事由により、そのサポートが予告なく終了する場合がありますのであらかじめご了承ください。

(1)本製品が甲によってバージョンアップされた場合、その出荷日をもって乙に対する旧バージョンのサポートは終了します。
(2)本製品が製造中止となった場合、その日から向こう1年間はサポートを行います。ただし、プログラムのバグその他欠陥の修補についての記憶媒体交換サービスは、本製品製造中止後半年以内とします。
サポートは、乙の問題が現実的に解決されることを保証するものではありません。また、いかなる場合にも、サポートの結果について、甲は一切の責任を負いません。

8. バージョンアップ

本製品は、ハードウェアやソフトウェアの技術進歩により事前の通知なしに仕様変更することがあります。
乙は甲が別途定める料金をお支払いいただくことにより、本製品のバージョンアップ製品を使用することができます。バージョンアップが実施された場合、旧バージョンは新バージョンの出荷と同時にその製造を中止します。尚、ハードウェアの機種によっては、新バージョンがその機種に対応しない場合がありますのであらかじめご了承ください。
また、本製品のバージョンアップに伴い、機能が追加、変更または削除されることがあることとバージョンアップされた本製品についても同様に本契約の各条項が適用されることに乙は同意するものとします。

9. プロテクタ装置に関して

『故障の場合』

(1)ご購入日より30日以内で、なお且つ甲へ故障したプロテクタ装置をご返送頂いた場合に限り無償で交換します。
(2)上記の期間を経過した場合には、甲へ故障したプロテクタ装置をご返送して頂いた上で有償にて交換します。
(3)本体に接続されている他社製品に起因する故障・障害・認識不良に関しては、上記期間内においても保証外とします。

『紛失の場合』

(1)如何なる理由に関わらず紛失の場合には一切の保証をいたしかねます。

10. 解除

乙が本契約に違反したとき、または本契約を継続しがたい重大な事由があるときは、甲は、催告その他の手続を要することなく直ちに本契約を解除することができるものとします。なお、本契約の解除は、甲による損害賠償請求を妨げるものではありません。

事由の如何を問わず本契約が終了した場合は、乙は本製品の使用を直ちに中止しなければならないものとし、インストールまたは複製した全ての本製品を直ちに削除しなければならないものとします。

11. 本契約の変更

甲は、甲の裁量において、本契約を随時変更することができるものとします。この場合、甲は、当該変更内容について事前にホームページ上で提示又は甲が別に定める方法で告知することにより乙に通知することとします。乙は、その通知後においても、引き続き本製品を使用した場合は、その変更内容に同意したものとみなされるものとします。

12. 合意管轄裁判所

本契約について紛争が生じた場合、甲の本店所在地の裁判所を専属的管轄裁判所とし、また、裁判所外の紛争処理機関により解決を図る場合にも甲の本店所在地の機関を専属的管轄場所とします。

平成 29 年 6 月 27 日 改定

「INNOSiTE ソフトウェア使用許諾契約書」

「INNOSiTE ソフトウェア使用許諾契約書」(以下「本契約」という)は、株式会社 建設システム(以下「甲」という)が製造したプログラム、プロテクタ装置、サンプルデータ、マニュアル、記憶媒体、その他付属する全ての制作物(以下「本製品」という)を、使用されるお客様(以下「乙」という)に適用します。

なお、乙が本製品をインストール、複製、ダウンロードまたは使用した時点で本契約に同意したものとします。

本契約の条項に同意されない場合は、乙は本製品をインストール、複製、ダウンロードまたは使用することはできません。

また、本製品の保守については、本契約に加えて「INNOSiTE 保守会員規約」が適用されるものとします。本製品に関し、甲が別途、利用規約など利用条件を定めたものがある場合は、それらのサービスについては、それらの利用規約も適用されます。

1. ソフトウェアに対する権利

本製品の著作権その他の一切の権利は、甲に帰属します。

2. 使用許諾の内容

甲は乙に対し、乙が本製品を下記の態様で使用するのみを非独占的に許諾します。

- (1) 乙は、乙が自ら使用するコンピュータにのみ、本製品をインストールすることができるものとします。
- (2) 乙は、本製品を1台のコンピュータでのみ使用できるものとします。
- (3) 乙は、甲の事前の書面による承諾を得ない限り、本製品及びその複製物(本製品をインストールしたコンピュータを含む)並びに本契約(乙がINNOSiTE 保守会員に登録している場合も含む)により取得した乙の権利の全部又は一部(プロテクタ装置を含みます)を、第三者(乙の子会社や関連会社も含む。以下同じ。)へ譲渡し、貸与し、もしくは第三者に使用させてはならないものとします。乙がそれらの譲渡等を行うことを希望する場合は、別途、乙より甲に申し出た上で、甲乙協議の上で定めることとします。
- (4) 乙は、本製品を解析、改変、リバースエンジニアリング、逆コンパイル、または逆アセンブルすることはできません。
- (5) 乙は、本製品を日本国内でのみ使用できるものとします。日本国外における本製品の使用は一切禁止します。

3. 損害賠償

乙が本契約に違反した場合、その他乙の責に帰すべき事由により、甲に損害を与えた場合、乙は甲に対して損害額を賠償しなければならないものとします。

4. 代行業務サービス

乙は、甲の事前の書面による承諾を得ない限り、本製品を使用して、第三者への代行業務サービスを行うことはできません。乙がかかるサービスを行うことを希望する場合は、別途乙より甲に申し出た上で、甲乙協議の上で定めることとします。

5. 保証

本製品に欠陥がある場合、お買上げ後30日以内に限り無償で同種の良品と交換させていただきます。

ただし、以下の事由により本製品のプログラムソフトやマニュアル等が故障・損傷した場合は有償になります。

- (1) マニュアルの記載内容に反する取り扱い
- (2) 甲がマニュアルで推奨する方法及び指定する環境以外の使用
- (3) 水害、火災、地震、停電、異常電圧、磁気など災害によるご使用ハードウェアの不完全作動
- (4) 記憶媒体の磨耗による起動不良など甲の責めに属しない原因に基づくご使用ハードウェアの不完全作動

6. 保証の対象

保証の対象は本製品のパッケージに同梱されている記憶媒体のみです。本製品を使用することで生じたハードウェア及び、ソフトウェア、データなどの故障・損傷は含みません。同様に、乙が作成したデータディスクやバックアップディスク及び入力業務用複製物なども保証の対象外とさせていただきます。

7. 保証制限

甲は、本契約に書かれた事項以外一切の瑕疵担保責任、保証責任を負いません。また、甲は、いかなる場合にも本製品を使用した結果については責任を負いません。

8. サポート

本製品に関する質問等のサポートは、乙がINNOSiTE 保守会員である場合に限り提供されます。乙がINNOSiTE 保守会員に登録し、「INNOSiTE 保守会員証」が乙に到着した時点から、サポートの提供が開始されます。ただし、以下の事由により、そのサポートが予告なく終了する場合がありますのであらかじめご了承ください。

- (1) 本製品が甲によってバージョンアップされた場合、その出荷日をもって乙に対する旧バージョンのサポートは終了します。

(2) 本製品が製造中止となった場合、その日から向こう1年間はサポートを行います。ただし、プログラムのバグその他欠陥の修補についての記憶媒体交換サービスは、本製品製造中止後半年以内とします。
サポートは、乙の問題が現実的に解決されることを保証するものではありません。また、いかなる場合にも、サポートの結果について、甲は一切の責任を負いません。

9. バージョンアップ

本製品は、ハードウェアやソフトウェアの技術進歩により事前の通知なしに仕様変更することがあります。
乙は甲が別途定める料金をお支払いいただくことにより、本製品のバージョンアップ製品を使用することができます。バージョンアップが実施された場合、旧バージョンは新バージョンの出荷と同時にその製造を中止します。尚、ハードウェアの機種によっては、新バージョンがその機種に対応しない場合がありますのであらかじめご了承ください。
また、本製品のバージョンアップに伴い、機能が追加、変更または削除されることがあることとバージョンアップされた本製品についても同様に本契約の各条項が適用されることに乙は同意するものとします。

10. プロテクタ装置に関して

『故障の場合』

- (1) ご購入日より30日以内で、なお且つ甲へ故障したプロテクタ装置をご返送頂いた場合に限り無償で交換します。
- (2) 上記の期間を経過した場合には、甲へ故障したプロテクタ装置をご返送して頂いた上で有償にて交換します。
- (3) 本体に接続されている他社製品に起因する故障・障害・認識不良に関しては、上記期間内においても保証外とします。

『紛失の場合』

- (1) 如何なる理由に関わらず紛失の場合には一切の保証をいたしかねます。

11. 解除

乙が本契約に違反したとき、または本契約を継続しがたい重大な事由があるときは、甲は、催告その他の手続を要することなく直ちに本契約を解除することができるものとします。なお、本契約の解除は、甲による損害賠償請求を妨げるものではありません。

事由の如何を問わず本契約が終了した場合は、乙は本製品の使用を直ちに中止しなければならないものとし、インストールまたは複製した全ての本製品を直ちに削除しなければならないものとします。

12. 本契約の変更

甲は、甲の裁量において、本契約を随時変更することができるものとします。この場合、甲は、当該変更内容について事前にホームページ上で提示又は甲が別に定める方法で告知することにより乙に通知することとします。乙は、その通知後においても、引き続き本製品を使用した場合は、その変更内容に同意したものとみなされるものとします。

13. 合意管轄裁判所

本契約について紛争が生じた場合、甲の本店所在地の裁判所を専属的管轄裁判所とし、また、裁判所外の紛争処理機関により解決を図る場合にも甲の本店所在地の機関を専属的管轄場所とします。

平成28年9月28日 改定